

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年9月4日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成27年周南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同条第4項第1号」を「第4項第1号」に改め、「含む。）」の次に「、第78条の2の2第1項」を加える。

第2条第2項中「第36条第2項」の次に「（第37条の3において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び<u>同条第4項第1号</u>（法第78条の12において準用する場合を含む。）並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び<u>第4項第1号</u>（法第78条の12において準用する場合を含む。）<u>、第78条の2の2第1項</u>並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の基準を定めるものとする。</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項<u>（第37条の3において準用する場合を含む。）</u>、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項（第169条において準用する場合を含む。）及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」と読み替えるものとする。</p>